

障害者支援センター「よつばの里」運営規程

多機能型事業所（就労継続支援 B 型・生活介護）

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人共生（以下「法人という」が設置する障害者支援センター「よつばの里」（以下「事業所」という。）は、指定就労継続支援 B 型(以下「指定」を省略)、指定生活介護(以下「指定」を省略)を実施する多機能型の障がい福祉サービス事業所である。事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく支給決定を受けた者であって、この規程に定める事業を利用する者をいう。）に就労の機会を提供するとともに、常に利用者の立場に立った事業のサービス提供をすることにより、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営方針）

- 第 2 条 就労継続支援 B 型事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 生活介護事業の提供にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障がい者であって、常時介護を要するものに対して、排泄及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 3 事業の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、利用者の意向、適性、障がいの特性その他を踏まえた事業の提供計画（以下「個別支援計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて支援を適切に行うものとする。
- 4 事業所は、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 就労継続支援 B 型及び生活介護を行う事業所の名称及び所在地、就労継続支援 B 型出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|-----|-------------------------------|
| (1) 事業所 | 名称 | 障害者支援センター「よつばの里」 |
| | 所在地 | 鶴岡市本町三丁目 2 番 5 号 |
| (2) 出張所 | 名称 | フォーラムカフェ クルール |
| | 所在地 | 鶴岡市馬場町 1 3 番 3 号（鶴岡アートフォーラム内） |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員及び業務の管理、その他の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画作成、アセスメント及び評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 事務員 1名以上

事務員は、必要な事務を行う。

2 事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

就労継続支援B型

(1) 職業指導員 3名以上

職業指導員は、個別支援計画に基づき、適切な就労継続支援の提供を行うものとする。

(2) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、個別支援計画に基づき、自立に向けた適切な日常生活の訓練、支援や相談等を行う。

(3) 目標工賃達成指導員 1名以上

目標工賃達成指導員は、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う。

生活介護

(1) 生活支援員 2名以上

生活支援員は、個別支援計画に基づき、自立に向けた適切な日常生活の訓練、支援や相談等を行う。

(2) 看護師 1名

看護師は、個別支援計画に基づき、利用者の健康管理、健康相談等を行う。

(3) 医師 1名(嘱託)

医師は、日常生活上の施健康管理及び療養上の指導を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までは休業とする。(土、日及び年末年始に営業を行う場合もあります。)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

標準的なサービス提供時間は、午前9時00分から午後4時00分までとする。

2 出張所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 鶴岡アートフォーラム開館日とする。(火曜日から日曜日の催事期間)
- (2) 営業時間 午前10時から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型 20名
- (2) 生活介護 10名

(主たる対象者)

第7条 事業所は、事業を提供する主たる対象者を特定しない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鶴岡市及び三川町、庄内町の地域とする。

(サービス提供の内容)

第9条 事業所が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

就労継続支援B型

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 生産活動の機会の提供
- (3) 就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練
- (4) 施設外就労の機会の提供
- (5) 就労移行に向けた支援
- (6) 送迎サービス
- (7) 食事提供
- (8) 在宅による利用者への就労訓練、生活訓練、相談及び訪問等の在宅支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、就労継続支援B型の利用者に必要な支援

生活介護

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 排泄及び食事等の介護
- (3) 創作的活動の機会の提供
- (4) 日常生活能力の維持・向上のための支援
- (5) 生活相談
- (6) 送迎サービス
- (7) 食事の提供
- (8) 事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合、在宅による利用者

への相談及び訪問等の在宅支援

(9) 前各号に掲げるもののほか、生活介護の利用者に必要な支援

2 事業所は、就労継続支援 B 型及び生活介護のサービスを提供するにあたって、あらかじめ利用者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者から文書により同意を得るものとする。ただし、利用者が自署できない場合は、家族等から同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第 10 条 事業所は、正当な理由なく事業の提供を拒んではならないものとする。

(個別支援計画等の作成)

第 11 条 サービス管理責任者は利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での個別支援計画等の作成をする。

(利用者から受領する費用の額等)

第 12 条 事業所は、利用者から行政機関が定める負担上限月額範囲内で、当該事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項第 1 号の規定により算定された額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、事業所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、実費の支払いを受けることができるものとする。

(1) 社会参加、レクリエーション等に係る費用 実費

(2) 行事における材料費、入場料、各種証明書発行手数料 実費

(3) 食事の提供に要する費用

ア 食事提供に係る費用として、食事提供体制加算を受給の利用者は昼食 1 食につき 2 4 0 円、食事提供体制加算を受けていない利用者は 5 4 0 円の負担額とする

イ キャンセル料は、2 日前まで連絡がない場合、実費を請求できるものとする。

ウ 茶菓子代 1 日 8 0 円

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 13 条 利用者は、サービスの利用にあたっては次の規定する内容に留意すること。

(1) 金銭の貸借はしないこと

- (2) 危険物等の持込はしないこと
- (3) 宗教の勧誘及び活動はしないこと。
- (4) 暴力行為、その他の利用者に迷惑を及ぼす言動等を行わないこと

(緊急時における対応方法)

第14条 事業所の職員は、事業の提供中に利用者の心身に急変が生じた場合は、家族等に連絡を行うとともに、速やかに医療機関等への対応を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、虐待防止委員会の設置、責任者の設置、相談窓口の開設等苦情解決体制の整備及び成年後見制度の利用支援を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等必要な措置を講ずることとする。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(人権擁護)

第18条 事業所は、利用者の人権擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権擁護に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上及び知識や技術の向上に努める

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時において早期の業務再開を図るため、法人策定の業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練等を実施するものとする。

(衛生管理等)

第20条 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理をする。

2 事業所は、感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 感染症等の予防及びまん延の防止のための対策については、法人の感染症対策マニュアルに則って対策を講ずることとし、職員にも周知徹底を図る。

(2) 職員に対し、感染症等の予防、まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメントの防止)

第21条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者又はその家族等による職員への身体的暴力・精神的暴力やハラスメントがなされた場合、事業所が利用者へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があるため、それについての説明を利用者又はその家族等に行うこととし、法人が定めるハラスメント防止規程に準ずる。

(個人情報の保護)

第22条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第23条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

2 事業所は、利用者又はその家族等からの苦情に関して、山形県又は市町村が行う調査に協力するとともに、山形県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋に協力するものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 事業所は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

2 事業所は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内

(2) その他必要とする研修

(記録の整備)

第25条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録等を整備しておく。

2 事業所は、利用者に対する就労継続支援B型及び生活介護の提供に関する記録を整備し、提供した日から5年間保存する。

(嘱託医及び協力医療機関等)

第26条 事業所は、生活介護サービスを提供するにあたり、嘱託医と契約を結ぶとともに事業所として利用者の心身の急変等に備えるため、協力医療機関を定めて置くものとする。

(その他運営に関する事項)

第27条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は理事長が定めるものとする。

附 則 この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成20年8月29日から施行する。

附 則 この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年3月20日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

- 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成25年9月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年11月18日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成31年3月7日一部改正、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和2年3月5日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和3年10月21日一部改正、令和3年10月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和4年2月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和6年1月26日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和6年10月16日一部改正、令和6年10月1日に遡及して施行する。
- 附 則 この規程は、令和8年1月23日一部改正、令和8年1月1日に遡及して施行する。